

社会福祉法人天栄村社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天栄村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事及び評議員
- (2) 本会が規定する委員会の委員
- (3) 会長が報酬及び費用弁償の必要を認めた者

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため次に掲げる各号に出席した場合、報酬として日額3,000円を支給する。

- (1) 理事会、監事会、評議員会
- (2) 本会が規定する委員会
- (3) 会務のため、会長の要請を受けた業務

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため出張したときには、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、自転車賃、日当及び宿泊料とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。